

令和8年度 生活保護法に基づく指定医療機関並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関に対する指導実施計画

生活保護法に基づく指定医療機関並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関等」という。）における医療の給付が適正に行われるよう、令和8年度の計画を下記のとおり定める。

1 根拠規定

(1) 生活保護法関係

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第2項

イ 生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知）第6

ウ 生活保護法による指定医療機関等の指導及び検査の実施細目（平成14年4月1日付14福保第2号。以下「実施細目」という。）

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第63条

イ 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（指定障害福祉サービス事業者等指導指針）（平成26年1月23日付障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

2 指導種別及び計画数

生活保護法第50条第2項及び障害者総合支援法第63条に基づく指導については、下記のとおりとする。

(1) 個別指導（運営指導）

ア 医科

（ア）病院 52か所程度

（イ）診療所 12か所程度

イ 歯科 8か所程度

ウ 薬局 3か所程度

エ 訪問看護ステーション 5か所程度

(2) 一般指導（集団指導）

ア 指定医療機関

（ア）医科診療所 1,700か所程度

（イ）歯科 700か所程度

（ウ）薬局 1,200か所程度

(エ) 訪問看護ステーション	500か所程度
イ 指定自立支援医療機関	
(ア) 医科診療所	300か所程度
(イ) 薬局	1,100か所程度
(ウ) 訪問看護ステーション	300か所程度

(3) 検査（監査） 必要に応じて

3 指導対象の選定

指導形態ごとに下記を満たすものを選定する。

(1) 個別指導（運営指導）

実施細目 I の 2（1）に定める各項目のいずれかに該当する生活保護法指定医療機関又は指定自立支援医療機関のうち、前回の指導が、次に掲げる時期以前に行われたもの又は指導実績のないものを優先とする。

ア 一般病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション 令和2年3月

イ 精神科病院 令和4年3月

(2) 一般指導（集団指導）

生活保護法指定医療機関及び指定自立支援医療機関のうち、原則として、下記のいずれかに該当する医療機関（前年度の一般指導を受けた医療機関を除く。）を対象とする。なお、やむを得ない事情により参加できないと認める場合については、次年度以降の指導対象とする。

ア 令和8年度に指定更新の対象である医療機関

イ 令和7年度に新規の指定を受けた医療機関

ウ その他指導が必要と認められる医療機関

4 指導の実施

(1) 指導対象及び指導実施期日については、適時適切な指導を実施するため、月ごとに決定することとし、指導実施日の概ね1月前までに通知を行う。ただし、すみやかに指導を行う必要があるときは、この限りではない。

(2) 指導内容は、実施細目 I の 4 に定めるとおりとし、障害者総合支援法に定める自立支援医療の実施状況及び自立支援医療の請求状況についても併せて実施する。

(3) 関係機関等から提供された情報等により、直ちに改善指導を行う必要があると認められる指定医療機関等については、優先して個別指導（運営指導）を実施する。その場合、状況に応じて、計画的に選定した医療機関に対する指導の一部を延期又は中止する。

(4) 指導実施期日は、健康保険法（大正11年法律第70号）等に基づく保険医療機関の指導及び医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査等と重複しないよう配慮する。

(5) 指導を実施するに当たっては、関係機関との連携を図り、的確な情報の収集及び関係部局との総合的な対応に努める。

(6) 必要に応じて、生活保護法第54条に基づく検査又は障害者の日常生活及び社会生

活を総合的に支援するための法律第66条に基づく監査については、随時対応する。